

不利益処分

処分名	保護の変更，停止又は廃止
根拠法令	生活保護法第62条第3項
所管課	保護課

1 処分の内容

被保護者が居宅における保護では目的が達しがたいとき又は被保護者が希望したときは，救護施設，更生施設等に入所させ，若しくはこれらの施設に入所を委託し，又は私人の家庭に養護を委託して行うことができる。この決定をしたとき，被保護者は必要な指導又は指示に従わなければならない，この義務に違反したときは，保護の変更，停止又は廃止することができる。

2 処分の要件

被保護者が保護の目的を達するため必要な指示等に従う義務に違反したとき。